

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合による 香住斎場での火葬について（変更）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の香住斎場での対応につきましては、厚生労働省が定めました「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に基づき行ってきたところですが、令和5年4月26日付でその改正がされたため、香住斎場における対応を下記のとおり変更することとしました。

記

1. ガイドラインの主な改正点

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更されることを受け、国の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は、同日から、基本的に個人や事業者の判断に委ねられることとなります。

また、保健所から「濃厚接触者」として特定されることもなくなり、法律に基づく外出自粛も求められなくなります。

それを受け、ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じることは継続しながら、基本的な感染対策については、個人や事業者に判断を委ねることを基本とし、濃厚接触者の対応に係る記述も削除されています。

(1) 通夜、葬儀、火葬などの場面における「基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底する」という表記が削除されました。

また、濃厚接触者の参列に係る対応についても削除されました。

(2) 各場面のマスク着用は個人の判断に委ねることを基本としながら、事業者が感染対策上や事業上の理由等で、利用者や従業員にマスク着用を求めることは許容されるとされています。

(3) 流行期の感染予防対策として、人からの感染リスク低減に、マスク着用、手洗い等の手指衛生、換気が効果的であることが改めて記されました。

以上の改定を受け、香住斎場の施設の構造等も考慮する中で、可能な範囲での対応を検討し、今後の対応は次のとおり変更することとします。

2. 香住斎場における今後の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになったご遺体で、適切な感染対策がな

されている場合の火葬について

火葬対応時間（一部変更）

これまでどおり他の遺体と同様の受付で対応します。

（変更点）※感染症の区分が2類から5類に変更されたため、「死亡後、24時間以内の火葬」は法律上できなくなりましたのでご注意ください。

火葬及び拾骨（骨上げ）の参列人数、斎場での儀式に制限はありません。

(2) 斎場利用について（変更なし）

参列人数の制限は行いませんが、感染状況を考慮し、喪主及び葬儀関係者において人数をご検討いただくことは構いません。

(3) 斎場職員の感染対策について（変更なし）

① 当面の間、斎場職員は感染防止のためマスク着用にて火葬業務を行います。

② 斎場到着後、ご遺体に適切な感染対策がなされていないなど、何らかの理由で感染リスクが高まる事態が生じた場合は、斎場職員は防護服等を着用しての対応とさせていただきますがご理解ください。

(4) 町霊柩車の利用人数について（変更）

利用人数の制限は行いません。

(5) 通知の適用について

上記の対応は、令和5年5月8日以降の火葬申し込みからとします。

(連絡先) 香美町町民課 環境衛生係 電話 0796-36-1110